

令和7年度放課後児童クラブ実施要領（春休み期間中）

1 内容

放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、専任の支援員が家庭に代わって保育、育成するものです。

発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、児童の安全と健全な育成を目指しています。

2 開設場所

下田小学校放課後児童クラブ、稻生沢小学校放課後児童クラブ、浜崎小学校放課後児童クラブ、稻梓小学校放課後児童クラブ、白浜小学校放課後児童クラブ

※朝日地区放課後児童クラブは、通年利用者のみでの保育の実施となります。

3 【春休み】開設日、開設時間等

(1) 開設日

学年末休業期間 令和8年3月18日（水）から 令和8年3月31日（火）まで

学年始休業期間 令和8年4月1日（水）から 令和8年4月7日（火）まで

○土曜日：開設

※土曜日に限り下記の通り集約保育を実施します。土曜保育は別料金・別申込となりますので、ご注意ください。入室決定後、各児童クラブへ利用希望日をお知らせください。なおご利用の場合は、下田小学校放課後児童クラブへの送迎をお願いします。

開設クラブ（対象小学校）

○下田小学校放課後児童クラブ（全小学校）

○日曜、祝日：休室

○現6年生と新1年生の利用可能期間は、以下となります。

現6年生→学年末休業期間（3月31日まで） 新1年生→学年始休業期間（4月1日から）

(2) 開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで

※保護者の就労時間の関係で開設時間内に保護者による送迎が困難である場合に限り、開設時間の前後30分について受け入れを行います。

4 対象児童

保護者のいずれもが、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当し下田市立小学校に在学している1年生から6年生までの児童を対象にしています。ただし、放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がない方に限らせていただきます。

・(ア)家庭内外で就労している ・(イ)出産の前後で児童の保育を必要としている ・(ウ)疾病又は障害により長期療養をしている ・(エ)親族の介護又は看護をしている ・(オ)火災や風水害、地震などによる被害（家屋の損壊など）があり、その復旧の間児童を保育を必要とする場合 ・(カ)学校や職業訓練校等に通学している場合 ・(キ)虐待やDVにより家庭での保育が困難と認められる場合

5 注意事項

○入室児童が、けがをした場合や体調が悪くなった場合は保護者に連絡いたします。 ○欠席する場合は、保護者が児童クラブに必ず連絡をしてください。 ○送迎は必ず保護者自身が行ってください。代理による送

迎は、保護者が児童クラブに連絡をしてください。（事件・事故防止のため） ○入室児童は、クラブ用の教室や運動場以外、学校施設へ立入らないようにします。 ○毎日お弁当と水筒を持参してください。 ○大雨や自然災害が発生した場合は、休室や早目のお迎えをお願いする場合があります。 ○申込内容に関して変更が生じる場合は、教育委員会へ必ずご連絡ください。

6 負担金

保育料・会費・保険料は、以下のとおりです。

I 学年末・学年始休業ともに利用（3・4月ともに利用）

		保育料	会 費	保険料	土曜日の利用料金
①	現1～現5年生	4,600円	1,400円	270円	保育料400円 会費100円
②	現1～現5年生 (兄弟姉妹2人目) (児童扶養手当受給世帯)	2,300円	1,400円	270円	保育料200円 会費100円
③	現1～現5年生 (兄弟姉妹3人目以降) (生活保護受給世帯)	0円	1,400円	270円	保育料 0円 会費100円
④	現1～現5年生 (児童扶養手当受給世帯 かつ兄弟姉妹2人目)	1,150円	1,400円	270円	保育料100円 会費100円

II 学年末休業のみ利用（3月のみ利用）

		保育料	会 費	保険料	土曜日の利用料金
①	現1～現6年生	3,000円	1,000円	135円	保育料400円 会費100円
②	現1～現6年生 (兄弟姉妹2人目) (児童扶養手当受給世帯)	1,500円	1,000円	135円	保育料200円 会費100円
③	現1～現6年生 (兄弟姉妹3人目以降) (生活保護受給世帯)	0円	1,000円	135円	保育料 0円 会費100円
④	現1～現6年生 (児童扶養手当受給世帯 かつ兄弟姉妹2人目)	750円	1,000円	135円	保育料100円 会費100円

III 学年始休業のみ利用（4月のみ利用）

		保育料	会 費	保険料	土曜日の利用料金
①	新1～現5年生	1,600円	400円	135円	保育料400円 会費100円
②	新1～現5年生 (兄弟姉妹2人目) (児童扶養手当受給世帯)	800円	400円	135円	保育料200円 会費100円
③	新1～現5年生 (兄弟姉妹3人目以降) (生活保護受給世帯)	0円	400円	135円	保育料 0円 会費100円
④	新1～現5年生 (児童扶養手当受給世帯 かつ兄弟姉妹2人目)	400円	400円	135円	保育料100円 会費100円

○ここでいう兄弟姉妹とは、保護者が養育する満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものを含む）のことをいいます。

○表②～④の軽減措置は、下田市内に居所を有する方が対象となります。

○表②～④に該当する場合は、「放課後児童クラブ保育料減免申請書」の提出が必要になります。※LOGO フォームへ申請していただくことで申請は完了します。

○保育料は、市が発行する納付書により、市または下田市指定金融機関へ納付してください。

会費・保険料は、直接児童クラブでの集金となります。